

金森倉庫群周辺の区域に係る基準

項 目		許 可 基 準	修 景 基 準	修 理 基 準
建 築 物	位 置 ・ 規 模	敷地内の位置	左に同じ	伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持または復原修理とする。
	高さ・構造・階数	<p>1 建築物の高さは、13m以下とする。 ただし、建築物に附属する工作物で、門の高さは3m以下、塀の高さは2m以下とし、エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5mまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>2 階数は、3以下とする。 ただし、地階は含まない。</p>	<p>1 建築物の高さは、10m以下とする。</p> <p>2 建築物に附属する工作物で、門の高さは3m以下、塀の高さは2m以下とする。</p> <p>3 構造は、伝統的建築様式を踏襲したものとする。</p> <p>4 階数は、3以下とする。ただし、地階は含まない。</p>	
	意 匠 （ 形 態 ・ 材 料 ）	屋 根	屋根は二方向以上の傾斜屋根とする。ただし、歴史的風致を著しく損なわないものはこの限りでない。	屋根は、伝統的建築様式に合致したものとする。
		屋 上	建築物の屋上部分に設置される昇降機塔、階段室等は、建築物本体と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	/
軒		建築物本体と調和する軒の出を有することとする。	左に同じ	
	外壁・窓	歴史的風致を著しく損なわないものとする。	伝統的建築様式に合致したものとする。	

項 目		許 可 基 準	修 景 基 準	修 理 基 準
建 物	色 彩	<p>1 外壁等の色彩は、歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p> <p>2 伝統的建造物等、景観形成上重要な役割をなしている建築物等の周辺では、その建築物等との調和のとれた色彩に配慮し、外壁の色彩は、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤（R）、橙（YR）、黄（Y）の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。 ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りでない。</p>	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。	伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持または復原修理とする。
	建築設備などの位置および形態	<p>1 風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないものとする。 やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等により目立たないように工夫し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p> <p>2 建築物の屋根または屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、建築物本体（塔屋等を除く建築物の部分を用いる。以下同じ。）からの高さが7m以下とする。</p> <p>3 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとし、各戸のバルコニーへの設置はできるかぎり避ける。</p> <p>4 屋根設置型の太陽光・太陽熱発電設備を設置する場合は、目立たないように配慮し、また、地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、形態意匠及び色彩、設置場所が公共的な場所から直接見えないように配慮し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>	伝統的意匠のもののはかは、露出しないこととする。	

項 目		許 可 基 準	修 景 基 準	修 理 基 準
		5 風力発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。		伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持または復原修理とする。
工 作 物	規 模	<p>1 建築物以外の工作物の高さは、13m以下とする。ただし、さくの高さは、2m以下とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、建築物その他の工作物に設置される建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、設置後に建築物その他の工作物とともに構成する物の高さを10m以下とし、アンテナについては、建築物本体からの高さを3m以下とする。</p> <p>3 彫像、記念碑その他これらに類するものを設置する場合は、原則として1敷地に対し1基とし、高さ2m以下、幅2m以下、水平投影面積1平方メートル以下とする。ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りでなく、1の規定を準用する。</p>	<p>1 建築物以外の工作物の高さは、13m以下とする。ただし、さくの高さは、2m以下とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、建築物その他の工作物に設置される建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、設置後に建築物その他の工作物とともに構成する物の高さを10m以下とし、アンテナについては、建築物本体からの高さを3m以下とする。</p>	
	意匠・色彩	<p>1 工作物の意匠は、周辺に調和させ歴史的風致を著しく損なわないものとし、共同住宅等のアンテナについては、共聴アンテナとする。また、色彩については、建築物の外観色彩の基準と同様とする。</p> <p>2 景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的にいかすものとする。</p> <p>3 新たに擁壁を設置する場合は、周辺と調和した素材を使用するとともに着色はしないものとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>	伝統的建造物群の特性をもったものとする。	

項 目		許 可 基 準	修 景 基 準	修 理 基 準
		<p>4 自動販売機を設置する場合は、建築物本体および周辺と調和するよう配慮し、意匠、色彩は歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p> <p>5 日よけテントは、原則設置しないものとする。やむをえず設置する場合は、必要最小限のものとし、意匠および色彩は、建築物本体と調和し歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>	<p>伝統的建造物群の特性をもったものとする。</p>	<p>伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持または復原修理とする。</p>
駐 車 場		<p>1 主要な街路（別図1）に面して駐車場および車庫の出入口は設けないようにするものとする。ただし、主要な街路にしか面しない敷地または交通安全上もしくは建築物の用途上やむを得ないものについてはこの限りでない。</p> <p>2 街路に面した駐車場は、原則として塀や垣等を設けるなど、外部から見えないよう配慮し、車庫については建物の外観の色彩と調和のとれたものとするなど、周囲の景観と調和のとれたものとする。</p>		
門・塀・垣・さく		<p>1 門の高さは、3m以下、塀、垣、さくの高さは2m以下とする。</p> <p>2 門、塀、垣、さくを設置する場合は、周辺の景観と調和する材料、仕上げ、着色とするなど、歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>	<p>左に同じ</p>	
屋外広告物		<p>屋外広告物は、周辺に調和させ歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>		
土地の形質の変更		<p>土地の形質の変更は、変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p>		

項 目		許 可 基 準	修 景 基 準	修 理 基 準
木 竹 態 様	木竹の保存	樹高10mまたは地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木及び地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しないこととする。 ただしやむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うものとする。		
	植 栽	敷地内の空き地やのり面等は、既存の植栽を積極的に活用するなど、歴史的風致と調和した植栽を行うよう努めるものとする。		
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
水面の埋立て		水面の埋立ては、原則的に行わないこととする。やむを得ず埋立てを行う場合は、埋立て後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
環境物件				環境物件については、原則として復旧とする。

備考

- 1 旧函館区公会堂周辺および函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域の範囲は、市道西部臨港通から南側の区域とする。(付図1のとおり)
- 2 主要な街路の範囲は、付図1のとおり。

付図 1

